

## 富山県と株式会社北陸銀行との連携と協力に関する包括協定書

富山県（以下「甲」という。）と株式会社北陸銀行（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、富山県内における地域の一層の活性化と県民サービスの向上に資するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の情報を有効に活用し、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の活性化及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 地域の産業振興・中小企業等の支援に関すること
- (2) 地元での就業支援、雇用促進に関すること
- (3) 富山県産品の地産地消支援に関すること
- (4) 富山県の観光振興、イメージアップに関すること
- (5) 高齢者・障害者支援に関すること
- (6) 災害時支援対策に関すること
- (7) 子育て支援、青少年健全育成に関すること
- (8) 環境保全、生活環境対策に関すること
- (9) 産学官連携、農商工連携事業に関すること
- (10) 芸術・文化活動支援に関すること
- (11) その他、地域活性化・県民サービスの向上に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組みごとに別途取り決めるものとする。

3 第1項各号に定める事項を推進するにあたっては、甲と乙は、県内市町村と連携が図られるよう努めるものとする。

### （期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙から書面による特段の申し出がなければ、

有効期間が満了する日から1年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかがこの協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1箇月前までに書面をもって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

### （疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月18日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県知事

石井満一

乙 富山県富山市堤町通り1丁目2番26号

株式会社北陸銀行

代表取締役会長

麦野英頃